



各小・中学校の人権教育の推進

初冬の候、地域の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろより長瀬町教育行政及び各学校における教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）を意味し、「国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する国民相互の理解を深め、これを体得できるよう」（同法第3条）にすることを旨としており、日本国憲法及び国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神が正しく身に付くよう、地域の実態を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される教育活動です。

具体的には、基本的人権の精神を学び、理解し、尊重できる実践力を身に付ける教育活動や、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮、様々な人権問題など、個別の人権課題に対する正しい理解を深め、解決に向けて実践する知識・技能や態度を育成する教育活動があります。

今回は、各小・中学校の人権教育推進の取り組みを紹介します。

長瀬町立長瀬第一小学校の取組

自他の人権を大切に、伝え合い、認め合い、高めあう児童の育成を目指し、大きく分けて3つに取り組んでいます。



【授業実践】

①お互いの考えを尊重し、認め合える授業づくり（ICTを活用し、各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられる協働学習を取り入れる。）②主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり（体験活動や教え合いの場面を意図的に取り入れ、児童同士の学び合いの機会をつくる。）③ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり（学習の見通しが持てるよう活動段階を明確にする掲示物の活用と板書。）

【環境整備】

①ユニバーサルデザインの視点を生かした教室環境の整備（前面掲示をすっきりとさせ、ロールカーテン等を設置し、学習に集中しやすくする。）②思いやりの花いっぱい運動（各クラス3人一組で協力して花を育てる。）③人権教育部との連携（人権週間の人権作文や標語の募集及び朗読、人権を視点とした校長講話）④児童会・特別活動部との連携（運動会での縦割り種目、縦割り班活動、全校縦割り遊び、緑の学校ファームサツマイモ栽培、一小秋祭り、いじめ防止キャンペーン）⑤JRC・緑の少年団との連携（赤い羽根共同募金、野上駅前花植え活動）⑥生徒指導部・教育相談部との連携（いじめ・悩み事アンケートの実施、にこにこ相談日の実施、立哨指導、特別支援コーディネーターと連携した教育相談の実施、ケース会議の開催）



【家庭・地域との連携】

①保護者アンケート調査の実施、いじめ防止キャンペーンへの参加②社会福祉協議会との連携（植木の剪定作業、世代間交流除草作業、秩父音頭講習会、昔の遊びを楽しむ会、昔の話を聞く会、認知症サポーター講習会、高齢者体験活動、ボランティアパスポートの発行・取り組み募集）③学校応援団との連携（人権課題から児童の実態に応じた本の読み聞かせ、学校パトロール隊による登下校の見守り活動、校外学習時の随行・安全指導、ミシン操作補助）④中学校との連携（長瀬町3校合同授業研究会、生徒指導主任等連絡会議、職場体験活動）⑤PTAとの連携（環境整備奉仕作業、資源回収、運動会準備）⑥地域の方々との連携（地域の花植え、伝統芸能の継承）

長瀬町立長瀬第二小学校の取組

本校では毎年12月を人権月間に設定し、校長の人権講話でスタートします。

期間中は友達の親切な行いや優しい行動を星の形をした紙に書いて掲示する「キラキラ星」の取組を全校で行っています。小規模校のよさを生かし、同じクラスだけではなく他学年の児童へも星のカードを渡しています。その際、担任から担任へ渡すので、担任が一人一人の児童のよさをより多面的に見取ることができます。

また、人権作文をお昼の校内放送で紹介しています。担任外が代読し、児童の人権への考え方や体験を共有できるようにしています。

期間中には埼玉県教育委員会が作成した『人権感覚育成プログラム』も各学年で実施しています。発達段階に応じたプログラムを実施し、人権感覚を育成しています。

期間中最後の朝会は、「長瀬町人権教育推進協議会」で優秀作品に選定された人権標語を全校児童へ紹介しています。全校で一緒に人権標語を音読して、人権意識を高めています。

また、地域の方々の協力を得て、布ぞうりづくり、田植え、梅干しづくり、ひょうたんの収穫、里芋掘りなど、年間を通して様々な体験活動を行っています。豊かな体験活動は人権感覚を育成する大切な要素の1つであると考えています。



【人権朝会】



【里芋掘り】

長瀬町立長瀬中学校の取組

本校の人権教育に係わる主な取組は、次の4つです。

- (1) 人権作文への取組、(2) 人権メッセージへの取組
- (3) 人権標語への取組、(4) 人権週間への取組、です。

(1) では本校生徒の作品が人権作文集「はばたき」に掲載されることもあります。また、本年度は1年生の落合優雅さんの作文が中学生代表に選ばれ、秩父地区人権教育実践報告会で発表しました。(写真右上)

誌面の都合でここでは、(4) について、詳しく述べたいと思います。例年、世界人権宣言が国連で採択された12月に合わせて、12月の第1週目に設定しています。

全校一斉に次の3つの取組を行っています。ア：朝読書の取組として「はばたき」の中から2作品以上を担任が選び朗読する。イ：学級活動または道徳の時間を活用して、各学年の人権課題について各学級で話し合い、各学級の取組目標を生徒朝会（人権集会）で発表する。(写真右下) ウ：委員会活動日に「長瀬中学校人権宣言」を作成し、生徒会で発表する。こうした取組によって、生徒の人権尊重の精神を育てています。

さらに、あいさつ運動やボランティア活動を常態化させることで、生徒の人権感覚を高めています。

